

1 実施施設

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、99留置施設に対して巡察を実施した。

2 実施結果

- 幹部による巡視につき、留置業務管理者である署長や留置主任官以外の幹部が、積極的かつ不定期に巡視を実施するなど、適正な留置業務に向けた取組を警察署が一体となって進めている施設がある一方、勤務員への指示内容が定型的な施設もあり、改善等の指導を行った。
- 戒具の取扱いにつき、使用訓練や使用要件に関する教養を定期的実施し、適正使用に向けた取組を推進する施設がある一方、戒具の一部に破損が認められた施設もあり、必要な指導を行った。
- 女性被留置者の処遇についての指導・教養がなされ、留置担当官等がその内容を理解するとともに、女性専用留置施設等への留置や居室の鍵を厳格に管理しており、適正な処遇が図られている。
- 留置業務管理者に加え、他課の幹部を立ち合わせるなどして、計画的に留置施設における一斉点検は実施されていたが、点検内容に不備な点が認められた施設に対しては、必要な指導を行った。

3 今後の取組

令和5年度においては、令和4年度の巡察の実施結果や昨年度発生した不適正事案を踏まえ、被留置者に対する適正な処遇の徹底にも着眼して、引き続き効果的な巡察を実施する。

公安委員会	行政事業レビューにおける	令和5年7月6日
説明資料No. 2	公開プロセスの結果について	長官官房

1 概要

6月26日、警察庁行政事業レビューの一環として、公開プロセスを実施したところ、その結果は以下のとおり。

2 結果

(1) 薬物事犯捜査の推進

薬物事犯の捜査において、規制薬物を所持・使用しているか否かを現場で確認する予試験試薬等の購入費用を各都道府県警察に配分するもの。

外部有識者からは、

- ・ 中央調達を検討いただいている点は評価できるが、引き続き、効率的な調達に努めていただきたい
- ・ 試薬の性能向上に向けても、諸外国の試薬の性能や価格を調査・把握することは重要

等のコメントがあった。

(2) サイバー空間における脅威への対処に係る人材育成

実践的演習を含む様々な学校教養を実施するとともに、民間の知見を活用した委託教養を行うことなどにより、サイバー事案の対策に従事する捜査員等の能力向上を図るもの。

外部有識者からは、

- ・ 事業の評価基準として、学んだ内容がどのように役に立つのか、将来的にどの程度サイバー事案への対処能力を発展させられるか、ということを考えなくてはいけない
- ・ 民間派遣研修等、知見向上に向けた様々な取組を更に拡充していく必要がある

等のコメントがあった。

3 今後の予定

7月下旬～8月上旬 有識者による大臣に対する書面講評

9月上旬 行政事業レビューシートの公表

<p>公安委員会 説明資料No. 3</p>	<p>「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく再発防止処分請求に関する警察庁長官の意見陳述について</p>	<p>令和5年7月6日 警 備 局</p>
<p>1 経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オウム真理教主流派Alephは、本年3月21日から6か月間、団体規制法第8条の再発防止処分に付されており、施設の全部又は一部の使用及び金銭の受贈与が禁止されている。 ○ Alephは、本年2月14日及び5月14日に提出した報告書においても、依然として構成員や資産等の一部不報告を続け、公安調査庁の書面による是正指導にも応じていない。 ○ このため公安調査庁は、現在の再発防止処分の期限である本年9月20日以降も引き続き同処分に付する必要があると認め、改めて、公安審査委員会に再発防止処分を請求する方針を決定。 ○ 同法第12条第2項において「公安調査庁長官は、再発防止処分を請求しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官の意見を聴くものとする」と規定されていることを踏まえ、今般6月6日付けで、公安調査庁長官から意見照会がなされたもの。 <p>2 再発防止処分の内容（現在の処分の内容と同一）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地・建物の全部又は一部の使用禁止 ○ 財産上の利益（お布施等）の贈与を受けることの禁止 <p>3 警察庁長官の意見</p> <p>当該団体に関し、再発防止処分を請求することについて意見はない。</p> <p>4 今後の予定</p> <p>7月中旬、公安調査庁長官が公安審査委員会に再発防止処分を請求</p>		